

令和2年2月21日策定
同3月27日改定
同4月 3日改定
同4月 9日改定
同5月 7日改定
同5月26日改定
同6月10日改定

「新型コロナウイルス市内感染のまん延防止に係る取り組み方針」の見直しについて

令和2年5月26日に改定を行った標記の方針につき、次のとおり見直しを行うものとする。

1 目的

新型コロナウイルスの市内感染まん延防止を図るとともに、まん延を想定した医療提供体制の整備や大規模なクラスター対策を実施することとする。また、重症化しにくいように市民の健康増進を推進する。また、これまでの生活を取り戻すため、新しい生活様式の実践に関し、周知等を図る。

2 市主催事業・イベント等の開催必要性の検討及び感染予防対策について

(1) イベント等

市が主催するイベント等については、感染拡大の防止という観点から、原則として令和2年8月31日まで、中止または延期とする。令和2年9月1日以降のイベントについては、チェックリスト等を用いて必要な感染防止対策を実施して行うこととする。なお、感染防止対策を実施して行うことができないイベント等については、中止または延期することとする。

(2) 事務事業等（会議・研修等を含む）

不要・不急の事務事業等については、原則、中止または延期とする。市が主催する事務事業等については、チェックリスト等を用いて必要な感染防止対策を実施して行うこととする。

3 公共施設等の休館等の検討及び感染予防対策について

公共施設については、新型コロナウイルスの感染防止に留意しつつ、次のとおり段階的に開館していくこととする。

指定管理者制度を導入する施設についても、原則として同様の対応について協力を要請する。

(1) 6月20日から屋外施設を開館（柳島キャンプ場、学校施設開放を除く）

(2) 7月1日から順次、施設を開館（施設によって利用制限あり）

(3) 6月18日から施設利用にあたっての受付・抽選手続きを順次開始（公共施設予約端末の使用開始）

4 職員の感染防止

職員においては、風邪や季節性インフルエンザ等の感染予防と同様に、自身の感染及び市民への感染防止を図るため、業務に支障のない範囲で、咳エチケット（マスクの着用等）や手洗い・手指消毒等を徹底するとともに、厚生労働省通知の趣旨を踏まえ、発熱等の風邪症状がみられるときは、休暇を取得する等外出を控えるとともに毎日本温を測定し記録する。

なお、所属においては、職員が休みやすい体制を整える。

服務上の取り扱いについては、4月24日付け職員課長通知を参照する。

5 市民の健康増進の推進

新しい生活様式において、市民に対しては広く家庭等でもできる健康増進の取り組みを各部局における様々な機会を捉え、周知・啓発することとする。

6 その他

本方針は、今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直しを行う。

令和2年6月10日

佐藤 光